

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、令第一条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第九項及び第百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含めないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（人的関係、財産の抛出に係る関係等において会員等と密接な関係を相当程度有するもの）</p> <p>第四十九条の二 令第八条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、会員等（会員又は卒業会員（同条第一項第二号に規定する卒業会員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が法人等（同</p>	<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、令第一条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第九項及び第百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含めないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（新設）</p>

条第三項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）の  
本国（同項第二号に規定する本国をいう。）の法令又は慣行により  
保有することができる最高限度の数の議決権（同項第一号に規定す  
る議決権をいう。）を保有している場合における当該法人等であつ  
て、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 当該会員等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である  
者、又はこれらであつた者であつて当該会員等が法人等の財務及  
び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる  
ものが、当該法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員  
の過半数を占めていること。

二 当該会員等と当該法人等との間に当該法人等の重要な財務及び  
営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

三 当該法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されて  
いるものに限る。）の総額の過半について当該会員等が融資（債  
務の保証及び担保の提供を含む。）を行つていること。

2 当該法人等の設立後事業を開始するまでの間における前項の規定  
の適用については、同項中「当該法人等であつて、次に掲げる要件  
のいずれかに該当するもの」とあるのは、「当該法人等」とする。

3 信用金庫が当該会員等に対して令第八条第一項第四号に掲げる資  
金の貸付けを行つている場合における第一項第三号の規定の適用に  
ついては、同号中「当該会員等」とあるのは、「当該会員等及び当  
該会員等を会員等とする信用金庫」とする。

(信用金庫の付随業務)

第五十条 法第五十三条第三項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 卒業会員のためにする債務の保証又は手形の引受け

二の二 令第八条第三項に規定する外国子会社のためにする債務の保証

三〇六 (略)

2 法第五十三条第三項第三号に規定する有価証券の貸付けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 卒業会員に対する有価証券の貸付け
- 三 (略)

三〇八 (略)

9 法第五十三条第三項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、卒業会員とする。

10・11 (略)

(債券の募集又は管理の受託業務等)

第五十一条 法第五十三条第六項及び令第八条の二第二項に規定する

(信用金庫の付随業務)

第五十条 法第五十三条第三項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 令第八条第一項第二号に規定する事業者のためにする債務の保証又は手形の引受け

(新設)

三〇六 (略)

2 法第五十三条第三項第三号に規定する有価証券の貸付けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 令第八条第一項第二号に規定する者に対する有価証券の貸付け
- 三 (略)

三〇八 (略)

9 法第五十三条第三項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、令第八条第一項第二号に規定するものとする。

10・11 (略)

(債券の募集又は管理の受託業務等)

第五十一条 法第五十三条第六項及び令第八条の二第二項に規定する

内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 卒業会員

内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 令第八条第一項第二号に規定する事業者